

球磨村災害危険区域に関する条例施行規則

令和5年6月14日
規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、球磨村災害危険区域に関する条例（令和5年球磨村条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害危険設定水位)

第2条 村長は、条例第2条第1項の規定により災害危険区域を指定するときは、災害危険設定水位を定めるものとする。

2 災害危険設定水位は、東京湾中等潮位を基準として定める。

(告示の方法)

第3条 条例第2条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

- (1) 条例第2条第1項の規定により村長が指定する区域
- (2) 条例第2条第2項の図書の縦覧場所

(建築の認定の申請)

第4条 条例第3条の認定を受けようとする者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請（以下「確認の申請」という。）を要する場合にあっては当該確認の申請をする前に、確認の申請を要しない場合にあっては工事に着手する前に球磨村災害危険区域内建築物認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 平面図
- (3) 立面図
- (4) 地盤面の高さ及び災害危険設定水位を表示した配置図
- (5) 地盤面の高さ及び災害危険設定水位を表示した建築物及び敷地の断面図
- (6) 前各号に定めるもののほか、村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による申請に係る建築物が条例第3条各号のいずれかに該当すると認めるときは球磨村災害危険区域内建築物認定通知書（様式第2号）により、該当しないと認めるときは球磨村災害危険区域内建築物認定申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

球磨村災害危険区域内建築物認定申請書

球磨村長 様

申請者
住 所
氏 名

球磨村災害危険区域に関する条例第3条に規定する建築物として認定を受けたいので、球磨村災害危険区域に関する条例施行規則第4条第1項の規定により申請します。

- 1 所在地
- 2 建築物の種類
- 3 基礎地盤面の高さ
- 4 構造種別
- 5 工事の種別
- 6 仮設建築物の場合にあっては、仮設期間

※別添図書又は書面

- (1) 付近見取図
- (2) 平面図
- (3) 立面図
- (4) 地盤面の高さ及び災害危険設定水位を表示した配置図
- (5) 地盤面の高さ及び災害危険設定水位を表示した建築物及び敷地の断面図
- (6) その他、村長が必要と認める書類

球磨村災害危険区域内建築物認定通知書

申請者
住 所
氏 名 様

球磨村長

年 月 日付けで申請のあった次の建築物については、球磨村災害危険区域に関する条例第3条に規定する建築物として認定しましたので、球磨村災害危険区域に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

- 1 所在地
- 2 建築物の種類
- 3 基礎地盤面の高さ
- 4 構造種別
- 5 工事の種別
- 6 仮設建築物の場合にあっては、仮設期間

球磨村災害危険区域内建築物認定申請却下通知書

申請者
住 所
氏 名 様

球磨村長

年 月 日付けで申請のあった次の建築物については、球磨村災害危険区域に関する条例第3条に規定する建築物として認定できませんので、球磨村災害危険区域に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

- 1 所在地
- 2 建築物の種類
- 3 基礎地盤面の高さ
- 4 構造種別
- 5 工事の種別
- 6 仮設建築物の場合にあっては、仮設期間
- 7 認定できない理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、球磨村長に対して審査請求することができます。

この決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、球磨村（訴訟において球磨村を代表する者は球磨村長となります。）を被告として提起することができます。また、上記の審査請求をした場合は、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消訴訟を提起することができます。

ただし、この決定（審査請求をした場合は、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求及び取消訴訟ができなくなります。なお、正当な理由がある場合は、上記の期間を経過した場合であっても審査請求又は取消訴訟が認められる場合があります。